パブリックコメント第50号

常陸大宮市立地適正化計画(案)に対するご意見を募集します

本市では、近年の急激な人口減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心して健康で快適な生活環境を実現できるように都市の再構築が求められています。

今後のまちづくりについては、居住や都市機能の誘導、公共交通の充実によるコンパクト+ネットワークの形成に向けた取組の実現を目指し、立地適正化計画の策定を進めています。 本計画を策定するにあたり、計画案について市民の皆さんからのご意見を募集します。

◎案の公表日 令和2年8月11日(火)

◎意見の募集期間 令和2年8月11日(火)~令和2年9月9日(水)

◎公表案及び公表方法

○公表案

常陸大宮市立地適正化計画(案)

- ○公表方法
 - ・市役所建設部都市計画課都市計画G(本庁2階)、各支所総合窓口・地域振興Gで閲覧
 - ・市ホームページにて公表

◎意見を提出できる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- ・市内に存する事務所または事業所に勤務する方
- ・市内に存する学校に在学する方
- ・上記に掲げるもののほか、市に納税義務のある方

◎意見の提出方法

意見の応募用紙は、市のホームページからダウンロードしてください。

また、市役所建設部都市計画課都市計画G(本庁2階)または各支所総合窓口・地域振興Gに置いてあります。意見は、次のいずれかの方法で提出してください。

なお、意見応募用紙1枚につき1意見、1メールにつき1意見になります。

- ・直接持参…常陸大宮市役所建設部都市計画課都市計画G(本庁2階) または各支所総合窓口・ 地域振興G ※平日8時30分~17時15分
- ・郵 送…〒319-2292 常陸大宮市中富町3135-6 常陸大宮市役所建設部都市計画課都市計画G
- ・F A X…常陸大宮市役所建設部都市計画課都市計画G FAX 0295-53-5415
- ・Eメール…toshi@city.hitachiomiya.lg.jp

(件名を「常陸大宮市立地適正化計画(案)の意見」として提出してください)

- ※電話での受付けは行いません。
- ※匿名での受付けは行いません(提出いただいたご意見について、内容の確認をする際に必要なため)。

◎結果の公表

提出していただいたご意見の内容、検討結果については、次の方法により公表します。

- ・広報常陸大宮お知らせ版及び市ホームページにて公表します。
- ・市役所建設部都市計画課都市計画G(本庁2階)、各支所総合窓口・地域振興Gで閲覧できます。
- ※ご意見をいただいた方の氏名等は、一切公表しません。
- ※提出されたご意見について、個別の回答はしません。
- ※内容が類似するご意見は、取りまとめて公表することがあります。

常陸大宮市立地適正化計画(案)の概要

◎計画策定の趣旨

本市においても、多くの地方都市と同様に人口が年々減少しており、市民が将来にわたって安心して暮らしていくためには、生活関連サービスを提供できる環境の確保、持続可能な都市経営、 災害に強いまちづくりの推進等が求められています。

こうした状況を踏まえ、都市機能の集約と居住の誘導による持続可能な都市の実現、公共交通 ネットワークの形成による利便性の高い都市の実現を目指し、人口減少・高齢化という局面にお いても市民が安心できる快適な生活環境を守るため、都市計画区域を対象として本計画を策定す るものです。

◎計画の位置づけ

都市再生特別措置法第81条の規定に基づき策定する計画であり、都市計画マスタープランにおいて示された本市のまちづくりの方向性を受けながら、コンパクト+ネットワークの形成を実現していくために、具体的な居住や都市機能の誘導に関する施策等を取り決める包括的な計画として位置づけられています。

◎計画期間

令和2年度から20年間とします。

◎施策の展開

本市の現状と抽出された課題等を踏まえ、本計画におけるまちづくりの方針および施策・誘導方針を次のように定めます。

◆まちづくりの方針

「暮らし」と「にぎわい」の核となる市民・市外来訪者の ための都市中心拠点づくり

- ◆まちづくりの方針の実現に取り組むため、課題解決のための施策・誘導方針
- ●暮らしを支え魅力と活気あふれる都市中心拠点の形成
 - ○全ての市民の暮らしおよび市外からの通勤・通学者の日常生活を支える市を代表する都市機能の集積
 - ○市民と市外来訪者でにぎわう交流拠点の構築
- ●自分に合った暮らしを選べる居住環境の形成
 - ○常陸大宮駅を中心とした市街地における利便性の高い暮らしの提供
 - ○市街地への近接性と良質な住環境を備えた、ゆとりある居住地の維持
- ●快適な田舎暮らしを可能にするネットワークの形成
 - ○市民誰もが自家用車に頼ることなく市を代表する都市機能が集まる都市中心拠 点へアクセスできる公共交通ネットワークの形成
- 問 本庁 都市計画課 都市計画 G ☎52-1111 内線252

6